

司法解剖遺体公費搬送実施要綱の制定について(例規通達)

制定平成17年3月23日

栃務第13号等

(概要)

本例規通達は、司法解剖に伴う遺族関係者の精神的・経済的負担を軽減し、二次的被害の防止を図ろうとするものであり、主な内容は、

- 公費搬送対象の遺体
- 公費搬送の区間及び区域
- 公費搬送の手続
- 留意事項

等の項目からなっている。